

大阪赤十字病院 随意契約締結状況(令和5年5月分)

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部署の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他の必要な 事項(備考)
本館西系統空調機ドレン配管2系統分割更新工事	大阪赤十字病院 総理部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和5年5月10日	ダイダサービス株式会社 大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号	9,050,000円	契約業者は、過去に当該ドレン配管の修繕実績があることから、建物構造を熟知しており、適切に工事を行うために必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
本館自動ドア駆動部更新工事	大阪赤十字病院 総理部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和5年5月22日	ナブコドア株式会社 大阪府大阪市西区西本町1-12-22	2,973,000円	契約業者は、当該機器のメーカー且つ保守契約業者であり、適切に工事を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
FCUファンユニット整備(取替)工事	大阪赤十字病院 総理部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和5年5月29日	株式会社大気社大阪支社 大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号	8,350,000円	契約業者は、当該FCUの元施工業者であり、適切な整備を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
頭部固定装置 二式	大阪赤十字病院 総理部 管財課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和5年5月29日	小西医療器株式会社 大阪府大阪市中央区内淡路町12-1-5	1,454,400円	予定価格が160万円を超えないことから、見積競争によるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第5項及び日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2)「契約にかかる予定価格が少額である場合」の規定による】	
画像診断ワークステーション(i-Dixel)の更新	大阪赤十字病院 総理部 管財課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和5年5月29日	株式会社モリタ 大阪府吹田市垂水町3-33-18	2,848,000円	契約業者は、当該システムの製造販売元であり、希望する製品を導入することができる。また、当院での長年にわたる導入実績もあり、安全・確実に導入できる唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
画像読取装置 一式	大阪赤十字病院 総理部 管財課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和5年5月31日	富士フィルムメディカル株式会社 大阪府大阪市港区弁天1-2-1 大阪ベイタワーオフィス7F	4,300,000円	契約業者は、当該製品の製造業者であり当該業務に必要な能力及び経験があるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	